

(令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間))

策定の目的：仕事と生活の調和を図り、職員がその能力を発揮し働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

目標① 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上を維持する。
男性職員・・・取得率75%以上 女性職員・・・取得率90%以上

計画内容

- ・ 育休制度（産後パパ育休・短時間勤務・休業時の賃金等の労働条件など）を全職員に周知する。
- ・ 育休取得見込みの職員や取得希望者には個別に制度内容を説明し、本人の希望に沿った休業を取得できるよう育休制度（産後パパ育休・短時間勤務・休業時の賃金等の労働条件など）を周知する。
- ・ 子育て支援やマタハラ・パタハラについて各部署での理解を深めるため、所属長・全職員向けの研修を実施する。

目標② 計画期間内に、時間外・休日労働時間を削減し、次の水準を達成する。
医師・・・全医師の時間外労働を年間1000時間未満
その他の職種・・・各人の月平均時間外労働を45時間未満

計画内容

- ・ 一部職種についての変形労働時間制の検討と導入
- ・ 医療DXを進め、AI利用やシステム導入を通して業務効率化を高めることで、時間外労働削減につなげる
- ・ 院内認定制度を広げ、タスクシェア・タスクシフトにつなげる

目標③ 計画期間内に、多様な働き方を認める制度について検討し、実施する
子の看護等休暇・介護休暇や時短勤務等、法改正に伴う就業規則見直しを遅滞なく行い職員への周知を強化する

計画内容

- ・ 子育て世代・介護世代が利用する育休・介護短時間勤務制度、子の看護等休暇・介護休暇等の両立支援制度について全職員への周知と対象者への詳細な説明を実施する
- ・ 兼業副業規程の検討と導入（許可基準や労働時間管理方法等）